第1条 適用範囲

- 1. ホテルフロムオキナワ(以下『当ホテル』という)が宿泊客との間で締結する宿 泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、 この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくもの をいう。以下同じ。)または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当ホテルが、法令等および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 1. 宿泊者名および電話番号
 - 2. 宿泊日および到着予定時刻
 - 3. 宿泊料金(原則として別表第一の基本宿泊料による)
 - 4. その他当ホテルが必要と認める事項

第3条 宿泊契約の成立等

- 1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、 宿泊に際しては当ホテル宿泊約款を契約内容として適用させていただきま す。また、インターネットからの宿泊申し込みに関しては、当ホテル宿泊約款に 加え、各予約サイトの利用規約も適用させていただきます。ただし、当ホテル が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは3 日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条 および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2 施設における感染防止対策への協力の求め

1. 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年 法律第 138 号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条 宿泊契約締結の拒否

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は当ホテルが旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - 1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - 2. 満室(員)により客室の余裕がないとき。

- 3. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 4. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規程、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 5. 宿泊しようとする者が、暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺及びこれに類する行為を行った又は行う恐れのあるとき。
- 6. 宿泊しようとする者が、喧騒・泥酔等により、宿泊又は利用する他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動を行った又は行う恐れのあるとき。
- 7. 宿泊しようとする者が、次の①から③に該当すると認められるとき。
- 8. ホテル敷地内及び客室内にて喫煙が発覚したとき。 (万一喫煙が発覚した場合、1室につき客室内クリーニング費用3 万円を請求致します。)
- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)暴力団準構成員又は暴力団関係者とその他の反社会勢力
- ②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ③法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 9. 宿泊客が前項に準ずる者、あるいは当ホテルが前項目の者とみなす 団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体、その他これら 組織に関与していると思われるとき。
 - 10. 宿泊しようとする者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。

- 11. 宿泊しようとする者が、過去に当ホテルに対して代金支払い遅延などのトラブルがあったとき。
- 12. その他、上記(4)~(10)に準ずる事由があるとき。
- 13. 宿泊しようとする者が、明らかに宿泊料金支払い能力がないと認められるとき。
- 14. 宿泊しようとする者が挙動不審と認められるとき。
- 15. 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- 16. 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障害の除去を求める場合は除く。)
- 17. 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法実施規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- 18. 宿泊しようとする者が、カスタマーハラスメントの対象となる行為(別表第四)を行ったとき。
- 19. 旅館業法第5条ならびに当ホテルを管轄する自治体が定める旅館業法施行条例(別表第三)の規定する場合に該当するとき。

第5条の2 宿泊契約締結の拒否の説明

1. 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第6条 宿泊客の契約解除権

- 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第二に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日翌日の午前2時(あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、除く)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - 1. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規程、公の秩序若しくは善良の風俗に 反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと 認められるとき。
 - 2. 宿泊客が宿泊契約の締結時に、虚偽の申請をしたとき。
 - 3. 宿泊客が次の①から③に該当すると認められるとき。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
- ②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

③法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- 4. 宿泊客が前項に準ずる者、あるいは当ホテルが前項目の者とみなす 団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体その他これら組 織に関与しているとき。
- 5. 宿泊客が暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺および、それに類する 行為を行ったとき。
- 6. 宿泊客が喧騒・泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき、または他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 7. 宿泊しようとする者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。
- 8. その他、前各号に準ずる事由があるとき。
- 9. 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- 10. 宿泊客が、当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を要求したとき。(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障害の除去を求める場合は除く。)
- 11. 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法実施規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- 12. 宿泊客が、カスタマーハラスメントの対象となる行為(別表第四)を行ったとき。
- 13. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

- 14. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る) に従わないとき。
- 15. 旅館業法第5条ならびに当ホテルを管轄する自治体が定める旅館業法施行条例(別表第三)の規定する場合に該当するとき。
- 2. 当ホテルが前項の規程に基づいて宿泊契約を解除した場合、宿泊客がまだ 提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
- 3. 当ホテルが前項の規程に基づいて宿泊契約を解除した場合、それに伴う損害については、一切賠償しません。

第7条の2 宿泊契約解除の説明

1. 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第8条 宿泊の登録

- 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次に掲げる事項を登録していただきます。
 - 1. 宿泊者(同室者を含む)の氏名、住所及び連絡先
 - 2. 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、上記(1)事項のほか、国籍、旅券番号
 - 3. 日本国内に住所を有しない外国人の宿泊者にあっては、旅券の写し を宿泊システムにアップロードしていただき、保存させていただきます。
 - 4. その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等日本円に 代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれら を呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

- 1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後4時から翌日午前10時までとします。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合にはホテルが定めた延長時間内の利用と追加料金を申し受けます。

第10条 利用規則の遵守

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則 に従っていただきます。

第11条 営業時間

- 1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、ホームページ等でご案内します。
- 2. 営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。その場合は適当な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

- 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第一に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時においてオンラインにて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

- 1. 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第17条 駐車の責任

1. 宿泊客が当ホテルよりご案内する駐車場をご利用になる場合であっても、当ホテルは、駐車場内での事故・盗難等の事象には一切責任を負いません。

第18条 宿泊者の責任

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条 免責事項

- 1. 宿泊客の故意または過失により宿泊客が被った損害について当ホテルは一切の責任を負いません。
- 2. 当ホテル内からコンピューター通信のご利用にあたっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用にあたって、当ホテルが不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

第20条 支配する言語

本約款は日本語以外の言語でも作成されますが、約款と翻訳文の間に不一致または相違があるときは、日本文が全ての点について支配するものとします。

第21条 宿泊約款の改訂について

経済情勢や関連法令など外的要因の変化に対応するため、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、料金やサービス内容等に関する条項をはじめとした本約款の内容を改定することがあります。

その場合、当ホテルはあらかじめ改定版を遅滞なく当社ホームページ上に公開し、また、最終改定日を明示します。